

平成 15 年 6 月 13 日

日本スポーツ仲裁機構 殿

(社) 日本ホッケー協会
専務理事 福井修一



貴機構「スポーツ仲裁規則」による仲裁承認の件

平素より当協会の諸事業に対してご高配賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、別紙の通り理事会に諮り、その承認を得ましたのでご通知申し上げます。

以 上

別紙「スポーツ仲裁に関する事情説明」に鑑み、当協会理事会(平成15年6月12日(木)開催)は下記につき承認した。

記

「当協会の現行規程等にもとづく競技実施または運営に係わる決定に対する競技者の不服申立は、日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従って行う仲裁により解決されるものとする。」

なお、上記につき当協会関連規約規程への条項追加または挿入については状況に応じ別途検討のこととする。

以 上